

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所

NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動)  
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp  
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00250-141182 加入者名:特定非営利活動法人ピースデポ

127 00/11/15

¥200

「新アジェンダ」との違いを鮮明にした日本は主張する:

## 「核兵器、依存と廃絶は両立」

### 新・日本決議は危険ぶくみの船出

10月25日、ピースデポはMPI(中堅国家構想)との共同文書をもって外務省を訪れ、服部則夫審議官(軍備管理・科学担当)と率直な意見交換をした。そこで強く印象づけられたのは、外務省が明確に打ち出した「新アジェンダ」グループとの基本路線の違いであり、それとの強い競争心である。競争心自身はいいことであるが、間違った政策が競争心のために拡大され、後戻りできなくなる危険性も見えてきた。日本のNGOの声が、ますます重要な局面を迎えている。

ピースデポとMPIの共同文書では、「新アジェンダ国連決議」「日本の拡大抑止(核の傘)政策」「米国のミサイル防衛」について、両団体の考えを伝えた。会談には、MPI国際運営委員の参加が不可能になった結果、ピースデポの梅林宏道と川崎哲が参加した。

### 違いの根底に 核抑止論

会談の内容のなかに、緊急に論じておく必要がある重要な問題があった。それは、日本政府が「新アジェンダ」グループ(NAG)と日本との本質的な違いは、「核抑止論に立っているかどうか」であることを明確に発言し、本質的な違いがあるのでから国連決議で相容れない

ところが出るのは当然、と路線の違いを前提として論陣を張り始めたことである。

一方で、「新アジェンダ」路線を強く批判し、国際舞台における核軍縮の主導権争いの意識を鮮明に打ち出した。核兵器廃絶を本当に競うことになるのであれば、これほど喜ばしいことはない。

しかし、日本の路線の誤りが正されないまま国際的に影響力を強めるとすると、核兵器廃絶の速度を緩める結果になりかねない。経済大国としての日本の国際的な影響力の大きさを、過小視できない。「変化球を投げるもう一つの核兵器保有国」が登場したことになりかねないであろう。

本誌の前号で、新・日本決議の登場によって「論争が新局面に入った」ことを書いたが、服部審議官は論争のテーマを明確に設定したとも言える。審議官の次の言葉にそのエッセンスがある。

「核抑止に依存することと、核兵器廃絶を主張することは矛盾しない。」

しかし、服部審議官は、核抑止論論争を外務省がすることは困難だし、適切ではないと予防線を引いた。氏は「セカンド・トラック」(シンクタンクの専門家、学者、個

人資格の官僚や国際組織の職員などの協議の場)に適したテーマだと示唆した。

ここでは三点において、核兵器「依存」と「廃絶」の両立路線の誤りを論じる。

**第1の矛盾:  
「核の傘」のため  
に核弾頭削減が  
行きづまる**

日本が採択している政策を他の国が採択しても、日本は文句を言えない。これが、外交の鉄則であろう。

インド、パキスタンの核実験に対して日本政府が強い抗議をしたとき、日本が自国の安全保障のために米国の「核の傘」が必要だといっている限り、抗議に説得力はないという、当然の批判が起つた。

それに対して日本政府は、「インド、パキスタンは核不拡散条約(NPT)に加盟していない。そこが問題だ。日本は、NPTに入って核武装しないことを国際的に公約し、そのうえで核軍縮努力をしているのだから、インド、パキスタンと同じにならない」と反論した。

◆米報告

### 「日米成熟パートナー」6~7ページ

R.アーミテージ／K.キャンベル／J.ナイ／ほか13人

日本政府のこの議論を言い換えると、「インド、パキスタンも、安全保障に不安があれば、日本と同じようにNPTに加盟して、どれかの核兵器保有国の核の傘に入ればよい」ということになるであろう。

この議論は、核軍縮の努力と両立するであろうか。否である。「核の傘」政策と核軍縮推進政策とのあいだには正面衝突するような矛盾がある。

ある国が「核の傘」を求めるということは、仮想敵に核攻撃の標的を定め、標的を破壊するに足る数の核弾頭を維持するよう核兵器国に要求することを意味する。地域的な不安定を抱える多くの国が、日本と同じように核の傘を求めるすれば、それらの国に特有の標的の設定とそのための核弾頭を必要とする。たとえば、日本の「核の傘」の約束を果たすために、米国が朝鮮民主主義共和国(北朝鮮)に30カ所の標的を定めるとする。一つの標的に三つの弾頭を当てると言われる米国の標準にしたがえば、米国は日本のために約100個の核弾頭を維持しなくてはならない。

逆に、北朝鮮がロシアの核抑止に依存するとすれば、日本や韓国が標的に相当数の弾頭を振り向けるよう、ロシアに要求することになる。

元米国防省で標的問題に従事していた米国のNGO「国防情報センター」のブルース・ブレア所長は、1995年から2000年の間に米国の核兵器の標的数は2500から3000へと増加した書いている(『マンチェスター・ガーディアン』紙、2000年6月16日)。

「弾頭を減らせるためには、標的を減らせなければならない」というのが、ブレア氏の当然の結論である。

このように核の傘と核軍縮を核兵器国に求めることは、直接的な論理矛盾をきたす。「核の傘」は「核保有」とほとんど変わらないくらい核軍縮の敵である。

## 第2の矛盾： 「核の傘」は 核対立を 蔓延させる

第二に、日本と同じように「核の傘」の下に入ることを奨励する日本の政策は、通常兵器による対立構造を核兵器による対立構造に発展させる。そのことによって、核兵器の価値を高め、核戦争を

## 「新アジェンダ」(NA)の呼称について

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国のこと本誌やマスコミでは「新アジェンダ連合(NAC。New Agenda Coalition)」と紹介してきた。しかし、今後は「新アジェンダ諸国」ないし「新アジェンダ・グループ」と紹介し、略称として、NAやNAG(Gはグループ)を用いることにする。現在の幹事国であるスウェーデ

ンのサランダー大使が、最近のNGOとのラウンド・テーブル等で、「連合」という言葉は排他的な響きがあり、私たちは排他的ではないと述べてきたからである。(ただし、7カ国間で名称が徹底されているとは必ずしも言えず、今後も翻訳などでは「NAC」が登場する可能性がある。)M

より現実的なものにしてしまう。

インド、パキスタンが、たとえ核保有せずに、安全保障のために5つの核保有国のどれかの「核の傘」の下に入ったとしても、印パの対立は、既存の核保有国のあいだににらみ合いとなり、衝突は核戦争になる可能性をはらむ。日本の主張は、地域紛争を核戦争にするようなものである。

明らかに、「核保有」も「核の傘」も同じくらいに危険な選択である。日本政府が言うように、「核保有」はよくないが、NPTに加盟して「核の傘」に入るといいという議論は成り立たない。

核抑止論を否定し、「核兵器への依存をするな」という、「新アジェンダ」の主張のほうが、理に適っている。

「核の傘」による核対立の蔓延は、核兵器の価値を高め、自分で核兵器をもとうとする欲求を高めて行くであろう。つまり、核兵器の拡散を誘発する。

## 第3の矛盾： 「核の傘」には 信頼性がない

そもそも核保有国は、自国の関わりの低い紛争で、「核の傘」の下にある同盟国を救うために核兵器を使うだろうか。

米国を例に考えたとき、核攻撃をすれば、かならず報復の核攻撃が米本土に及ぶ危険を米国は覚悟しなければならない。ベトナム戦争以来、米国市民の死を伴う戦争を避ける方向に進んできた米国の世論が、そのような選択をすることは考えられない。

それにもかかわらず、「核の傘」の信頼性を保とうとするならば、日本はその対米政策において、過剰な忠誠を示し続けなければならないであろう。可能ならゆる面において、米国にとって利用価値のある国として留まる基本政策を敷か

ざるをえない。

とすれば、「核軍縮を迫る」などという外交が強力に推進できるはずがない。

ここにおいても、「核の傘」と「核軍縮」は両立しない。(梅林宏道)M

冷戦後得られた新しい情報や、湾岸戦争の例などを基礎に、核抑止論への総合的な批判を展開している入門書、ロバート・グリーン著「検証・核抑止論」(梅林・阿部訳)をぜひ一読していただきたい。(8ページ参照)

## ピースデボ 2001年総会

2月17日(土)

に行います

- 場所：横浜近辺
- お昼から午後——総会
- 夕方——記念講演会
- 夜——交流会

(宿泊の手配行います。)

\*詳細は追ってご連絡します。ふるってご参加ください。

## ロシア、 今年7回の未臨 界実験を実施

ロシア原子力省は11月3日、北極圏のノバヤゼミリヤ島の実験場で、10月20日と27日の計2回、未臨界実験を行ったと発表した。同省スポーツ・パーソンのユーリ・ベスピカルコは、実験は成功し、実験場地域の放射能レベルは通常通りだと述べた。配備されている核弾頭の起爆システムの信頼性をテストするのが目的とされている。ロシアは、1月に2回、夏に3回の未臨界実験を行っており、同省によると今回の2回を含め今年予定されていた7回の実験をすべて終えたという。M

# 日本・NATO、新アジェンダに賛成—核兵器国は対応分かれる

以下、国連総会第一委員会における新アジェンダ決議と日本決議の投票結果を報告する。今年は、表面上の内容としては新アジェンダも日本も類似した決議を出し、これに賛成か棄権かで核兵器国との対応が分かれた。さらに、新アジェンダ諸国の中でも、先進国と途上国とでは、技術移転などをめぐる不拡散問題への対応の違いが浮き彫りになった。

両決議がNPT合意を基礎にしたことから、NPTに加盟していない国々はことごとく反対ないし棄権を行った。

## ■新アジェンダ決議

### (1) 米、英、中が賛成

新アジェンダ諸国は、西側核兵器国

の修正要求を一部受け入れた。その結果に、同決議は、賛成146(米、英、中、北大西洋条約機構(NATO)の非核国、日本など)、反対3(インド、パキスタン、イスラエル)、棄権8(仏、ロのほか、カザフスタンなど)で採択された(下に投票結果一覧)。過去2年間にわたり「良心的棄権」を続けてきたNATO非核国が一斉に賛成に回ったこと、および、核兵器国の中から賛成国が出たことは歓迎すべきである。しかし、NPTでの全会一致合意を国連総会の場で再確認するという、今回の新アジェンダ諸国の方針からすれば、当然の結果とも言え、手放しで喜んでいてはいけない。

米国のグレイ大使は、賛成しつつも、同決議案の「主文18が、共通の目標を

## 国連総会第一委員会での投票結果

<sup>新</sup>  
ア  
ジ  
エ  
ン  
ダ  
  
日本  
決  
議  
案  
案

編集部注:全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた(記事参照)。

2000年11月1日◆新アジェンダ決議案 y:146 n:3 a:8 欠:32

2000年11月1日◆日本決議案 y:144 n:1 a:12 欠:32

y=賛成  
n=反対  
a=棄権  
—=欠席

国名

アフガニスタン	— —	コンゴ	y y	アイスランド	y y	モザンビーク	y y	スロバキア	y y
アルバニア	— —	コスタリカ	y y	インド	n n	ミャンマー	y a	スロベニア	y y
アルジェリア	y y	コートジボアール	y y	インドネシア	y y	ナミビア	y y	ソロモン諸島	y y
アンドラ	y y	クロアチア	y y	イラン	y y	ナウル	— —	ソマリア	— —
アンゴラ	— y	キューバ	y a	イラク	— —	ネパール	y y	南アフリカ	y y
アンティグア・バーブーダ	y y	キプロス	y y	アイルランド	y y	オランダ	y y	スペイン	y y
アルゼンチン	y y	チエコ	y y	イスラエル	n a	ニュージーランド	y y	スリランカ	y y
アルメニア	y y	朝鮮民主主義人民共和国	— a	イタリア	y y	ニカラグア	y y	スードン	y y
オーストラリア	y y	コンゴ民主共和国	— —	ジャマイカ	y y	ニジェール	— —	スリナム	y y
オーストリア	y y	デンマーク	y y	日本	y y	ナイジェリア	y y	スワジランド	y y
アゼルバイジャン	y y	ジブチ	y y	ヨルダン	y y	ノルウェー	y y	スウェーデン	y y
バハマ	y y	ドミニカ	— —	カザフスタン	a y	オマーン	y y	シリア	y y
バーレーン	y y	ドミニカ共和国	y y	ケニア	y y	パキスタン	n a	タジキスタン	y y
パンダラデシュ	y y	エクアドル	y y	キリバス	— —	パラオ	— —	タイ	y y
バルバドス	y y	エジプト	y a	クウェート	y y	パナマ	y y	旧ユーゴ・マケドニア	y y
ペラルーシ	y y	エルサルバドル	y y	キルギス	a y	パプアニューギニア	— —	トゴ	y y
ベルギー	y y	赤道ギニア	— —	ラオス	y y	パラグアイ	y y	トンガ	y y
ベリーズ	— —	エリトリア	y y	ラトビア	y y	ペルー	y y	トリニダードトバゴ	y y
ベニン	y y	エストニア	y y	レバノン	y y	フィリピン	y y	チュニジア	y y
ブータン	a a	エチオピア	y y	レソト	y —	ポーランド	y y	トルコ	y y
ボリビア	y y	ミクロネシア連邦	y y	リベリア	— —	ポルトガル	y y	トルクメニスタン	— —
ボスニア・ヘルツェゴビナ	y y	フィジー	y y	リビア	y y	カタール	y y	ツバル	— —
ボツワナ	y y	フィンランド	y y	リヒテンシュタイン	y y	韓国	y y	ウガンダ	y y
ブラジル	y y	フランス	a a	リトアニア	y y	モルドバ	y y	ウクライナ	y y
ブルネイ	y y	ガボン	y y	ルクセンブルグ	y y	ルーマニア	y y	アラブ首長国連邦	y y
ブルガリア	y y	ガンビア	— y	マダガスカル	y y	ロシア	a a	連合王国	y y
ブルキナファソ	— —	グルジア	y y	マラウイ	— —	ルワンダ	— —	タンザニア	y y
ブルンジ	y y	ドイツ	y y	マレーシア	y y	セントクリストファー・ネビス	— —	アメリカ合衆国	y y
カンボジア	y y	ガーナ	y y	モルディブ	y y	セントルシア	y y	ウルグアイ	y y
カメリーン	y —	ギリシャ	y y	マリ	y y	セントビンセント・グレナディーン	— —	ウズベキスタン	a y
カナダ	y y	グレナダ	y —	マルタ	y y	サモア	y y	バヌアツ	— —
カーボベルデ	y y	グアテマラ	y y	マーシャル諸島	y y	サンマリノ	y y	ベネズエラ	y y
中央アフリカ	— —	ギニア	y y	モーリタニア	— —	サントメ・プリンシペ	— —	ベトナム	y y
チャド	— —	ギニアビサウ	— —	モーリシャス	a a	サウジアラビア	y y	イエメン	y y
チリ	y y	ガイアナ	y y	メキシコ	y y	セネガル	y y	ユゴスラビア	— —
中華人民共和国	y a	ハイチ	y y	モナコ	a a	セーシェル	— —	ザンビア	y y
コロンビア	y y	ホンジュラス	y y	モンゴル	y y	シエラレオネ	y y	ジンバブエ	y y
コモロ	y y	ハンガリー	y y	モロッコ	y y	シンガポール	y y		

追求するために必要な方法や手段を限定するような形で解釈されではならない」と述べている。核兵器禁止条約のニュアンスのある主文18に牽制を与えた形だ。

英国のスター大使は、「我々は、2000年NPT再検討会議が、この決議に反映されている一連の諸措置を支持したことを探しておらず、また、それらの措置の多くは英國が自国として約束してきたところでもある」と述べた。

中国は賛成したけれども、同決議案はABM条約の維持についても「明確に述べる」べきだったとしたほか、第一不使用(先制不使用)に言及すべきだった、核大国が軍縮の先頭に立つべきだ、核の透明性(情報公開)は当事国の安全保障と関連づけられるべきだ、などの留保を述べた。

核兵器国の中で棄権したフランスは、決議案はNPT合意に「忠実であるとの要求を満たしていない」と述べた。ロシアは、NPT合意の中の一部についての履行だけが重要だという誤解を与えるバランスを欠いた決議案であると主張した。

## (2) 分離投票

2つの分離投票が行われた。「NPT再検討会議の最終文書を歓迎する」という前文15節についての分離投票では、151の賛成に対して、NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルの3カ国が反対し、キューバ1国が棄権した。また、「NPT締約国である非核国に対する、法的拘束力のある消極的安全保証(核不使用約束)」についての主文16の分離投票では、151の賛成に対して反対0、インド、パキスタン、イスラエル、キューバが棄権した。

## (3) 修正内容

西側核兵器国の要求を受けて、決議案は10月27日に「A/C.1/55/L.4/Rev.1」として修正提案された。主な修正点は、

①前文16節の「(核兵器完全廃棄の)明確な約束が持つ根本的な意義を強調し」を「明確な約束を考慮に入れ」と、かなりトーンを落としたこと、

②前文の国際司法裁判所(ICJ)の勧

告的意見を「想起し」を、「留意し」に変えたこと、

③主文16の消極的安全保証について、「核不拡散体制を強化するもの」との意味づけを挿入したこと、などである。その他にも、核兵器国や同盟国が受け入れやすいように文言を緩和している。しかし、当初より争点の一つであった、核兵器禁止条約のニュアンスのある主文18については、修正を加えなかった。

共同提案国は、前号で紹介した51カ国に、投票日の11月1日にイランとクウェートが加わり、合計で53カ国となつた。

## ■日本決議

### (1) オーストラリアと共同提案

10月13日に日本単独で提出された決議案は、10月27日、修正を加えた上でオーストラリアとの共同提案となった(A/C.1/55/L.39/Rev.1)。日本がオーストラリアと共同で核軍縮提案をするのは、去るNPT再検討会議に続く動きである。

全体の投票結果は、賛成144(米、英など)、反対1(インド)、棄権12(仏、中、ロ、エジプト、パキスタン、イスラエル、キューバ、北朝鮮など)であった(3ページに投票結果一覧)。主文8「大量破壊兵器と運搬手段の拡散防止」について分離投票が行われ、賛成137、反対2(エジプト、パキスタン)、棄権11(インドなど)であった。

### (2) 仏、中、ロの棄権

核兵器国の中では、昨年の「究極的廃絶決議」と同様、フランス、中国、ロシアが棄権した。昨年はABM条約遵守がうたわれていなかつたことがこの3国の棄権理由であった。しかし、今年の日本決議案は主文3で、NPT合意の表現に忠実に、ABM条約の「維持と強化」を掲げている。そこで、3国の棄権の背景について、NPT会議の経過を振り返りながら探りたい。

フランスは、最後の最後までNPT最終文書への同意を拒んだ。それが、最終文書を一步でも出る内容には賛成しないとの立場につながっているのだろう。フランスはいまだに、「完全全面軍縮」との関係で核軍縮を論じるべきだと姿勢だ。

中国はNPT会議で、核兵器や核分裂

物質などに関する透明性(情報公開)を拒み、抵抗した。ジュネーブ軍縮会議(CD)では、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始に抵抗している。日本決議案が、FMCT妥結の期限を2005年と設定し、FMCT発効までの核分裂物質の生産の一時停止を掲げていることが、中国の棄権理由につながっていると考えられる。

ロシアについては、日本の外務省の説明によれば、NPT会議においても今国連総会においても「STARTⅢ以後の過程」に抵抗したという。ただし、プーチン大統領はSTARTⅢで予定されている2,000~2,500発をさらに下回る1,500発までの戦略核弾頭数削減を米国に提案したという経緯があるので、外務省の説明の信憑性には疑問が残る。ロシアは棄権の説明で、「NPT最終文書の規定を選択的に引用しており、こわれやすい利害バランスを崩すもの」と述べているが、米国のNMD構想への批判が弱いとの示唆であると考えられる。

### (3) 不拡散と途上国の投票

決議案は修正によって、主文9の「大量破壊兵器が非国家主体の手に渡ることを防止する…」とのくだりの、「非国家主体」との表現が削られた。エジプトとパキスタンなどはこの修正を評価した。

主文8「大量破壊兵器と運搬手段の拡散防止、そのための物資・技術等の移転防止」の分離投票で反対を投じたエジプトは、この部分の「差別性」を理由に全体投票に棄権した。パキスタンもこの分離投票で反対を投じ、決議全体が「核軍縮でなく核不拡散が過度に強調されている」として全体投票に棄権した。一方で、全体投票に反対したインドは、この分離投票に棄権している。iran、インドネシアや、一部のアラブ・アフリカ諸国もこの分離投票に棄権した。

エジプトやiranなどは、NPT会議で、核関連物資・技術の制限的な輸出規制によって、先進国による核技術の独占が続いていること、非核兵器国への核エネルギーへの権利が侵害されていると主張していた。この主張と、中東のテロ問題に印度・パキスタン関係などが重なって、このような複雑な投票結果が生まれたものと見られる。(川崎哲)●

## ミサイル防衛と宇宙軍拡

米国のミサイル防衛構想をはじめとする、ミサイル問題、宇宙軍拡問題は、昨年に引き続き国連総会第一委員会の論争点の一つとなった。日本の基本的姿勢は、クリントン政権が国土ミサイル防衛(NMD)の配備決定を先送りしたことを歓迎しつつも(右の図参照)、明確なNMD反対は表明していない。ABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)との関係では、ABM条約問題は米口間の問題として直接の言及を避けている。

### ■宇宙軍拡の防止

中国、ロシア、エジプト、スリランカなど22カ国が提案した「大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)」と題する決議案(A/C.1/55/L.25)は、ジュネーブ軍縮会議(CD)が2001年会期中の早期にPAROSに関する特別委員会を設置することを促す内容で、賛成154、反対0、棄権2(米、イスラエル)で採決された。棄権国はその理由を説明しなかった(10月30日)。

### ■ABM条約の遵守

ロシア、中国、ベラルーシが昨年に引き続いて提出した「対弾道ミサイルシステム制限条約遵守の保持」と題する決議案は、審議過程で、主文に「米国が9月1日に行った、今の時点では国土ミサ

イル防衛の配備を認可しないとの決定を歓迎する」との節を加える修正を行った(A/C.1/55/L.2/Rev.1)。基本的には米国のNMD構想への牽制である決議案だが、バランスを考慮してなされた修正であった。

結果は賛成78、反対3(米、イスラエル、ミクロネシア)、棄権65(日本や西欧諸国)であった(11月1日)。

ドイツは、棄権したNATOおよびその他の欧洲30カ国を代表して、「戦略的安定の要として、…ABM条約に大きな重きを置く」が、この条約の国連での扱われ方は、条約当事国の支持を得るものでなくてはならない、と述べた。「ABM問題は米口の問題」とする、日本の外務省のNGOへの説明と符合する立場だ。

新アジェンダのスウェーデンは、同様に棄権しつつも、「(この決議案で強調されている)『戦略的安定性』は冷戦時代の教義と密接に関連しており、…冷戦後の時代の軍縮と不拡散の唯一の基礎であってはならない」と述べている。NPT会議でも「戦略的安定性」をめぐっては新アジェンダとロシア等核兵器国との間で同様の論争があった(本誌116号参照)。

### ■ミサイル決議

国連事務総長に対し、ミサイル問題についてあらゆる角度から加盟国の見解

## NMDに対する日本政府の姿勢

河野外務大臣の国連総会演説(2000年9月13日)から

「私はアメリカ政府がNMDの配備決定を先送りしたことを、この重要な問題についての一層の対話を重視する慎重な配慮として評価いたします。我が国としては、今般の発表を契機として、NMDを巡る問題に関する議論が更に深まっていくことを期待いたします。私は各国がこれに呼応して軍拡への悪循環を避け、核軍縮に向けて良い循環を生み出すための行動をとるよう期待いたします。」

を集め、国連総会に報告することを求める内容の決議案を、昨年に引き続きiranが提案した(A/C.1/55/L.1/Rev.1)。結果は、賛成90(中、ロ、インド、パキスタンなど)、反対0、棄権60(米、英、仏、イスラエル、日本など)だった(10月31日)。

日本は、米国、フランス、オーストラリアと同様に、棄権理由として、この決議案がミサイル拡散の問題に焦点を当てていないことや、ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)への支持を表明していないことなどをあげた。逆に、賛成した中国、パキスタン、エジプトなどは、MTCRの差別性を示唆した。(川崎哲)❶

と述べた。米国は反対理由として、ICJ意見は拘束力を持たず、NPT下での義務にとてかわるものではないとした。

■「核軍縮」(A/C.1/55/L.41、ミャンマー(ビルマ)など非同盟44カ国提案。ただし、NA諸国は提案国に入っていない。):

NPT会議の「前向きな成果と(核兵器完全廃棄への)明確な約束を歓迎」しつつ、警戒態勢解除、法的拘束力のある第一不使用(先制不使用)などの措置のほか、「特定の時間枠をもつた」核軍縮への段階的プログラムについてジュネーブ軍縮会議(CD)特別委員会で交渉を開始すること、核軍縮の具体的措置に関する国際会議を早期に開催すること、な

8ページへつづく ➔◆

## 日本、他の核軍縮案は棄権

以下の投票はすべて10月30日に行われた。日本は、自国と新アジェンダの核軍縮提案以外には基本的にすべて棄権した形だ。

### ■「ICJ意見フォローアップ決議」(A/C.1/55/L.48、マレーシアなど33カ国提案):

決議全体は賛成109(中、インド、パキスタン、NA7カ国など)、反対27(米、英、仏、ロ、イスラエル、NATO非核国(カナダを除く)など)、棄権21(日本、カナダなど)であった。「核軍縮交渉の追求と完結の義務があ

る」との国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見の再確認を求める主文1について分離投票が行われ、賛成150(日本など)、反対4(米、仏、ロ、イスラエル)、棄権1(英)であった。この分離投票の実施は、カナダが求めたとの情報がある。昨年まで行われてきた主文2(翌年中の核兵器禁止条約への交渉開始)についての分離投票は行われなかつた。

日本は決議全体への棄権理由として、核廃絶は日本決議に示されているような段階的措置を経て達成されるべきだ

# 『米国と日本：成熟したパートナーシップへ』

## 防衛協力から共同防衛計画へ 日米同盟を米英同盟の類似物へ

米国の安全保障政策に影響力のある国防大学・国家戦略研究所(INSS)から、米国の次期政権がめざすべき日米関係について注目すべき報告書が出たので、その一部分を訳出した。INSSは毎年「戦略評価」と題する年鑑を発行していることで著名である。

報告書は、次の構成になっている。

- この報告について
- 冷戦後の漂流
- 政治
- 安全保障
- 諜報
- 経済関係
- 外交
- 結論

この他に「安全保障」の部分に「沖縄」と題する「囲み」記事がある。

本号では、このうち「この報告について」の報告書の性格を説明している部分、「安全保障」の節の全体と「沖縄」の「囲み」記事の全体を訳出した。

「安全保障」について、集団的自衛の解禁、PKFの解禁、有事立法の制定、防衛産業・技術の戦略的同盟、など日本のタブーに挑戦する提案を次々と行っている。

今ある防衛能力を前提とした「防衛協力」の次元から「共同防衛計画」の次元へ、つまり「計画」の段階から日本と共同で行う次元へと、新ガイドラインで作られた地平を押し上げようという考えは、米国の専門家のほぼ共通の認識になっていると言つてよいであろう。そのために、障害となつている日本のシステムに手を加えようという意図が、この報告書にはある。

米英同盟関係と同様な同盟関係をアジアに築こうという発想は、彼らの思考パターンからすれば自然の成り行きである。しかし、これは日本の憲法体系と本質的に相容れない。ますます、彼らのイメージする「当たり前の国」へと、日本を変質させる圧力となるであろう。

彼らにはない価値観と外交戦略をもった国のイメージを、はっきりと提示する必要がある。その価値観でもって、これらシンクタンクのエリートと正面から対峙することが求められている。

また、沖縄については現状維持は困難との見方をうかがうことができる。沖縄基地反対の声が確信をもって上げ続けられる意義が大きい。

(梅林宏道)

### INSS特別報告

2000年10月11日  
国防大学・国家戦略研究所(INSS)

## 米国と日本：成熟したパートナーシップへ

(述べられている内容は、国防大学、国防省、その他いかなる政府機関や非政府組織の意見や結論を代表するものではない。)

### ◇この報告について

次の報告は、日米関係に関する民主・共和両党研究グループの全員一致の見解である。これは、政治文書ではなく研究グループ構成員の見解を反映したものに過ぎない。これは、グループが、米国にとって極めて重要だと考えるアジア関

係に、一貫性と戦略的方向性を注入しようとする一つの試みに過ぎない。

研究グループの構成員は、次の通りである。リチャード・L・アーミテージ(アーミテージ協会)、ダン・E・ゴブ(W.V.ロス・ジュニア上院議員事務所)、クルト・M・キャンベル(戦略国際研究センター)、マイケル・J・グリーン(外交関係評議会)、ケント・

M・ハリントン(ハリントン・グループ)、フランク・ジャヌジ(上院外交関係委員会・少数党スタッフ)、ジェームス・A・ケリー(戦略国際研究センター・太平洋フォーラム)、エドワード・J・リンカーン(ブルッキングス研究所)、ロバート・A・マニング(外交関係評議会)、ケビン・J・ネスラー(スコーカロフト・グループ)、ジョセフ・S・ナイ・ジュニア(ハーバード大学JFK政府スクール)、トーケル・L・パターソン(ジェオインサイト)、ジェームス・J・プルジスタップ(国防大学・国家戦略研究所)、ロビン・H・サコダ(サコダ協会)、バーバラ・P・ワナー(フレンチ・アンド・カンパニー)、ポール・D・ウォルフビッツ(ジョン・ホプキンス大学ポール・ニッツ高等国際研究所スクール)

### ◇安全保障

アジアにおける利害関係は極めて大きいことを考えると、米国と日本が21世紀の日米関係に関して共通の感じ方とアプローチを発展させることが急務である。アジアにおける紛争の可能性は、日米の目に見える、そして本当の防衛関係によって劇的に低下している。日本が提供する基地の使用によって、米国は太平洋からペルシャ湾に至る安全保障環境に影響を与えることが可能になっている。日米防衛協力の新ガイドラインは、共同防衛計画の基礎であるが、太平洋をまたぐ同盟における日本の役割の基底と考えるべきものであって、天井ではない。冷戦後の地域情勢の不確実性を考えると、2国間防衛計画へのこれまで以上のダイナミックなアプローチが必要になっている。

日本の集団自衛の禁止は、同盟国としての協力に制約となっている。この制約を除去することによって、より緊密で効率の高い防衛協力が可能になるであろう。これは、日本国民のみがなしうる決定である。米国は、日本の安全保障政策の性格を形成する日本国内の決定を尊重してきた。これからもそうするべきである。しかしワシントンは、日本がより大きな貢献をし、より対等な同盟パートナーになろうと望むことを、はっきりと歓迎すべきである。

われわれは、米英関係が同盟関係の模範であると考える。このような関係は、次のような要素を必要とする。

◆防衛約束の再確認。米国は日本、および尖閣諸島を含む日本の行政管轄

下にある区域の防衛約束を再確認しなければならない。

- ◆日米防衛協力の新ガイドラインの勤勉な実行。それには有事立法の制定が含まれる。
- ◆日米の陸海空・三軍すべての強力な協力。日米は、施設利用における従来以上の共同、訓練活動の一体化のために努力すべきである。また、1981年に合意した軍隊の役割と任務の見直しと更新を行うべきである。両国は、旧いパターンを踏襲するのではなく現実を反映した訓練に努力を傾注すべきである。両国はまた、昔からの脅威はもちろんのこと、国際テロや国境を越えた犯罪など将来の新しい事態に対していくかに相互援助するか、さらに平和維持や平和実現でいかに協力するかを、明確にすべきである。
- ◆平和維持任務や人道的救助任務への全面参加。日本は1992年に自らに課した抑制を、他の平和維持国に負担を与えないよう、除去する必要があるであろう。
- ◆汎用性、移動性、柔軟性、分散性、および延命性の特徴を備えた軍構成の開発。いかなる手直しも人工的な数合わせであってはならず、地域の安全保障環境を反映するものでなければならない。この過程が進行するとき、軍構成の変更は協議と対話を通して行われなければならず、相互に合意可能なものでなければならない。米国は、日本列島における部隊配置を再編する際、技術変化や地域の情勢変化の機会をとらえるべきである。能力が維持される限り、米国は米軍の日本における足跡を小さくするよう努力すべきである。このことは、米軍基地の集約や1996年のSACO合意事項の実行を含む。
- ◆米国の防衛技術の日本への優先的利用許可。防衛技術は、同盟関係全体の不可欠の要素と考えなければならない。米国は、米国の防衛産業に対して、日本の会社と戦略的同盟を結び、先端の軍事技術や両用技術の双方向の流れを容易にするよう奨励すべきである。
- ◆日米ミサイル防衛協力の範囲を拡大すること。

われわれが主張している日本の役割の拡大とともに、米国においても、日

## 沖縄 (INSS報告の訳の続き)

在日米軍の多く—約75%—が、沖縄に集中している。その理由は、安全保障問題では距離が重要だからである。沖縄は、太平洋と東シナ海の境界に位置し、韓国、台湾、南シナ海からわずか1時間の飛行距離にある。

嘉手納米空軍基地は、地域全体への米国の力の投射の鍵を握る連結点となる。それはまた、日本防衛にとっても極めて重要である。沖縄にいる第III海兵遠征軍は、地域に発生する諸問題に迅速に対応する、自力継戦能力をもった陸海空の前線部隊を供給する。その任務の範囲は、非戦闘員の避難から侵略を撃退する大規模陣形を可能にする切り込み部隊としての役割に至るものである。

しかしまた、沖縄への米軍の過度な集中は、日本に対して明らかに負担をもたらしている。負担は、たとえば訓練の制約などに起因して、より不明確だが米国にも現れている。作戦テンポの激しさや若年年齢構成のために、海兵隊は沖縄(日本最南端の県)における米軍削減を望む日本の世論の矢面に立たされている。

海兵隊の側は、よき隣人であるための努力をしている。しかし、基地周辺

が浸食されることによって海兵隊に課せられる制約が増加し、出動準備態勢や訓練に不都合が生じてきている。米軍人員による不祥事の統計の数字は激減しているものの、現在の政治環境のもとでは、実際に起こる極めて不幸な事件のエピソードへの注目が、先鋭に拡大される。

1996年、SACO(沖縄に関する日米特別行動委員会)合意は、沖縄の米軍基地の再編、統合、削減を呼びかけた。日米両国は、普天間海兵隊航空基地を含む11施設、約5000ヘクタールの米軍基地を削減するSACO合意を完全実施しなければならない。

われわれが、SACOは重要な第4の目的を掲げるべきであったと考える。つまり、アジア太平洋全域への分散である。軍事的な観点からは、米軍は地域全体にわたって広範囲で柔軟なアクセスを確保することが重要である。しかし、政治的な観点からは、米軍のプレゼンスが持続可能であり信頼性のあるものであるためには、沖縄の負担を軽くすることが必須である。米国が日本における軍構成についての考察は、SACO合意で留まるものではない。米国は、海兵隊の、より広範囲で柔軟な配備と訓練の選択肢を、地域全体で考えるべきである。

(訳:梅林宏道)●

本においても健全な論争が起こるであろう。そのとき米政府や議会は、日本の政策がいつも米国の政策と同じではないことを認めなければならないであろう。「負担の分担(バーデンシェアリング)」から

「権力の分担(パワーシェアリング)」に進化すべきときである。これは、次期大統領がこれを実現するために相当な時間をかける必要があることを意味する。

(訳:梅林宏道)●

**国会レポート**  
第150回臨時国会  
衆議院(2000.9.21~10.28)  
参議院(2000.9.21~10.28)

(作成:佐藤毅彦)  
国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安全保障問題が審議された委員会名を列挙します。

<http://www.ndl.go.jp/>

(第149回国会・閉会後審査)

<参議院>

8月29日(火)決算委員会  
8月30日(水)決算委員会  
9月6日(水)決算委員会

9月19日(火)決算委員会

衆議院・参議院(2000年9月21日~10月28日)

<衆議院>

9月21日(木)本会議  
9月25日(月)本会議  
9月26日(火)本会議  
9月28日(木)予算委員会  
10月5日(木)災害対策特別委員会  
10月25日(水)国家基本政策委員会合同審査会  
10月26日(木)内閣委員会

<参議院>

9月21日(木)本会議  
9月26日(火)本会議  
9月27日(水)本会議  
9月29日(金)予算委員会  
10月25日(水)国家基本政策委員会合同審査会

◇◇◆◇◇

11月15日出来!!

# 検証「核抑止論」

## 現代の「裸の王様」

ロバート・グリーン著  
梅林宏道／阿部純子訳  
高文研発行(ピースデボの本)

NGO「中堅国家構想」推薦

かつて海軍中佐として英国の核戦略にいたずらわった平和運動家が、核兵器の非合法性、非道徳性、無責任性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る。日本の課題についての補章(梅林宏道)あり。

◆定価1,500円+税=1,575円

一般店頭販売は11月下旬から。

◆会員価格1,200円(税込み)

(送料別途、1冊の場合310円。)

★ぜひ、ピースデボに  
お申し込みください。

## 日誌

&lt;核&gt;2000.10.21~11.5

&lt;沖縄&gt;2000.10.6~10.20

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

CTBT=包括的核実験禁止条約/DOD=米国防総省/EU=ヨーロッパ連合/IUCN=国際自然保護連合/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/UNMOVIC=国連監視検査委員会

●10月23日 米国務長官、北朝鮮総書記と会談。米朝関係改善を期待する大統領親書を渡す。「実質的で有益」と米国務省報道官は評価。

●10月24日 米国務長官、北朝鮮総書記と2度目の会談。北朝鮮の「衛星打ち上げ代行を条件にミサイル開発・輸出を抑制する」との提案を確認。

●10月24日 EU共通外交・安保上級代表、対北朝鮮関係正常化に意欲を表明。KEDOへのEUの支出を大幅に増額する考えも明らかに。

●10月25日 UNMOVIC委員長、イラクの生物兵器開発に対し、核・化学兵器開発以上の懸念。

●10月25日 日米韓外相会談。米朝会談の結果説明とともに3加国協調体制を改めて確認。

●10月26日付 ロスアラ莫斯研究所副所長、「命中精度の高い通常弾頭使用で戦略核の大幅削減可能」との提案をまとめた。

●10月28日 パキスタン外相、CTBTについて「条約署名は国益にかなう」と発言。

●11月1日 米朝ミサイル協議開始。北朝鮮代表団は「建設的雰囲気で議論が展開」とコメント。

●11月2日 米朝協議2日目。人工衛星の代理打ち上げ構想を軸に合意形成を図る。

●11月3日 米朝協議3日目。最終合意には至らずも、米側は「ミサイル問題をめぐる互いの立場の

◆← 5ページからつづく

どを求めている。

全体投票では、賛成99(中、ニュージーランドなど)、反対39(米、英、仏、イスラエル、NATO非核国など)、棄権17(ロ、日本、スウェーデン、アイルランド、インド、パキスタン)であった。NPT会議の「明確な約束」をさらに強調した主文9についての分離投票では、賛成139(中、日本、NATO非核国など)、反対2(インド、イスラエル)、棄権16(米、英、仏、ロ、パキスタンなど)であった。

■「核兵器使用禁止条約」(A/C.1/55/

L.30):

賛成101(インド、パキスタンなど)、反対42(米、英、仏、NATO非核国など)、棄権14(中、ロ、日本、イスラエルなど)。

■「核の危険を減らす」(A/C.1/55/L.3/Rev.1、インドなど提案):

NPTには言及せず、「核教義の見直しと、核兵器が使用される危険を減らすための即時かつ緊急の措置を要求する」内容。賛成101(インド、パキスタンなど)、反対42(米、英、仏、ロ、NATO非核国など)、棄権14(中、日本、イスラエルなど)。

(川崎哲)M

## 「2000人アピール」を全政党に提出

「核兵器廃絶2000年キャンペーン」は、2,059名の賛同者を集め、10月31日(火)に「2000人アピール:核兵器の廃絶へ—日本の使命」を各政党に提出しました。共同代表の土山秀夫・山口仙二・森滝春子・梅林宏道さんや賛同者有志からなる訪問団が署名者名簿と、賛同者から寄せられたコメントを、11月の「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」の案内とともに各党に提出しました。各党訪問のスケジュールは以下の通りです。

10:00~10:30	日本共産党本部に上田耕一郎・幹部会副委員長を訪問
12:15~12:25	衆議院第1議員会館に中馬弘毅・自由民主党副幹事長を訪問
13:30~14:00	衆議院控室にて岡田克也・民主党政策調査会長と面会(2グループに分かれて訪問)
14:10~14:30	自由連合本部に石井一二幹事長を訪問
15:00~15:20	参議院議員会館に佐藤道夫・第二院クラブ代表を訪問
16:00~16:20	衆議院第1議員会館に赤松正雄・公明党外交国防部会長を訪問
16:40	衆議院第2議員会館に土井たか子・社会民主党党首を訪問
16:50	参議院議員会館に扇千景・保守党党首事務所を訪問
17:00~17:20	参議院議員会館に椎名素夫・無所属の会代表事務所を訪問
17:30	参議院議員会館に中村敦夫・国民会議代表を訪問
	衆議院第2議員会館に東祥三・自由党外交国防部会長を訪問

理解を深め共通の土台を広げた」と評価。

●11月3日 ロシア原子力省、10月20日と27日の計2回、未臨界実験を行ったと発表。今年予定された7回の実験はすべて終了。(本号参照)

## 沖縄

●10月10日 米や県、基地所在市町村、社交業者らの「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム」初会合。

●10月10日 IUCN総会、辺野古のジュゴンと沖縄本島北部に生息するノグチゲラ、ヤンバルクイナなどの保全を求める勧告決議案を採択。

●10月11日 普天間移設先の辺野古、豊原、久志が名護市と移設問題について話し合う「名護市・3区合同委員会行政連絡会議」が発足。

●10月11日 首相は来年3月期限切れの楚辺通信所の強制使用手続きで、米軍用地特別措置法に基づく裁決申請を公告、申請書綱覧を行う。

●10月11日 米国超党派研究グループ、米軍のアジア・太平洋兵力10万人体制の見直し要求、在沖海兵隊の削減・移転を唱える提言。(本号参照)

●10月14日付 辺野古代替基地はジュゴン生息を危機に陥らせるとして日本の弁護士らがDODを相手に建設差し止め訴訟を米国で起こす方針。

## ピースデボの会員になつて下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

### 宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、青柳絢子、北木隆太、佐澤梨恵、佐藤毅彦、津留佐和子、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道